

第 17 回 基本方針策定タスク 議事録

1. 日時 平成 18 年 11 月 20 日 (月) 18:00 ~ 20:30
2. 場所 日本電気協会 4 階 B 会議室
3. 出席者 (順不同, 敬称略)
 - 委員 : 関村主査 (東京大学), 新田 (日本原子力発電), 石沢 (東京電力), 小倉 (東京電力), 谷口 (日本原子力発電), 渡邊 (東京電力), 浅井 (日本電気協会) (7 名)
 - 代理委員 : 高橋 (東京電力・唐澤代理) (1 名)
 - 欠席 : 班目 (東京大学), 白井 (関西電力), 田口 (東京電力), 田南 (東京電力) (4 名)
 - 事務局 : 池田, 国則, 大東, 中島, 長谷川 (日本電気協会)
4. 配付資料
 - 資料 17-1 第 16 回基本方針策定タスク 議事録 (案)
 - 資料 17-2-1 JEAG-4207 の改定について
 - 資料 17-2-2 JEAC4207-200X 改訂条項新旧比較表 (第一章 総則), (第二章 一般事項)
 - 資料 17-2-3 設備診断検討会での規格制定の基本的考え方 (案)
 - 資料 17-2-4 原子力発電所の設備診断に関する技術指針 (回転体振動診断), (放射線肉厚診断: IP 法)
 - 資料 17-2-5 規格作成上の問題点 (議事録より抜粋)
 - 資料 17-3 原子力発電所運転責任者の判定に係る規程 (案)
 - 資料 17-4 JEAG から JEAC への改定について (放射線管理分科会)
 - 資料 17-5 本文添付 7-3 機器・配管系の強度評価法 - 概要他 (耐震設計分科会)
 - 資料 17-6 日本電気協会 原子力規格委員会 運営規約細則 (抜粋) 変更点一覧
 - 資料 17-7-1 図 1_質問 (質疑応答) に対する審議フロー図
 - 資料 17-7-2 図 2_意見及び異議申し立てに対する審議フロー図
 - 資料 17-8 原子炉格納容器の漏えい率試験規程 (JEAC4203-2004) に関する質問受付・取下げの時系列
 - 参考資料 1 第 21 回原子力規格委員会 議事録 (案)
 - 参考資料 2 規格策定基本方針
 - 参考資料 3 (社) 日本電気協会 原子力規格委員会 課題処理票 (抜粋)
 - 参考資料 4 委員からの意見
 - 参考資料 5 原子力規格委員会宛ての質問対応について
 - 参考資料 6 原子力安全・保安部会第 2 回原子力安全基盤小委員会 資料

5. 議事

(1) 会議定足数の確認

事務局より、委員総数 12 名に対し、本日の代理委員を含む委員出席者数 8 名で、会議決議条件の「委員総数の 2/3 以上の出席」を満たすことの報告があった。

(2) 前回議事録（案）の承認及び第21回原子力規格委員会 議事録（案）の紹介

資料17-1に基づき、前回議事録（案）の紹介があり、コメントなく承認された。また、参考資料1に基づき、第21回原子力規格委員会 議事録（案）の紹介があった。

(3) 日本電気協会の規格体系と規格構成について

以下のとおり、各分科会の規格の策定状況について紹介があった。

1) 軽水型原子力発電所用機器の供用期間中検査における超音波探傷試験指針」

(JEG4207)・・・構造分科会（石沢委員：資料17-2-1, 17-2-2, 17-2-5）

電気技術指針（JEAG）から電気技術規程（JEAC）に改定を検討している規格

- ・維持規格におけるISIの要求を受けて超音波探傷試験の指針としているが、定期事業者検査の供用期間中検査で使用されることからJEACにする。使用者からは検査対応の容易さから、要求事項を明確にしたJEACにして欲しいとの要望がある。
- ・規格構成は従来ガイドを踏襲しており、具体的な記載については、規格策定基本方針の「5.2 規格等の体系」に基づいている。
- ・要求事項を本文へ、それ以外を解説へ移行している。また、ノウハウ的なものは解説に移している。
- ・JEACとして見やすくするために、本文と解説を列記している。

2) 原子力発電所の設備診断に関する技術指針（仮称）」

「保守管理規程」（JEAC4209）の関連ガイドラインとして、JEAGとして新規制定を進めている規格・・・構造分科会（石沢委員：資料17-2-3～17-2-5）

- ・改定JEAC4209の規格体系にあっては、設備診断に係る規格をJEACにすることは考えていない。
- ・設備診断技術はノウハウ的な要素も多く、また、判断基準を決めにくいこともあり、ガイドとして作成している。
- ・検討会開催数も少なく骨子、構成は検討中。

3) 原子力発電所運転責任者の判定に係る規程・・・運転・保守分科会（小倉委員：資料17-3）

法令改正に合わせて「原子力発電所運転員の教育・訓練指針」（JEAG4802）の中から「運転責任者」に関する事項をJEACとして制定する規格

- ・規格構成は、本文、附属書、解説、参考である。附属書は本文の位置づけである。
- ・運転・保守分科会では、JEAG4802から「運転責任者」に関する事項が移行したことについて、規格使用者への周知方法を検討中。

4) 原子力発電所放射線遮へい設計指針（JEAG4615）・・・放射線管理分科会（谷口委員：資料17-4）

技術評価時のコメントを受けて、JEAGからJEACに改定を検討している規格

- ・規格構成は従来JEAGを踏襲。

- ・基準となる要求事項（数値，方法等）を明確にする。
 - ・既設備の再評価の必要性、遡及の考え方を盛り込むことを希望している。
- 5) 原子力発電所の耐震設計技術指針」(JEAG4601) ・ ・ ・耐震設計分科会（事務局：資料17-5）
- ：JEACとして改定を進めている規格
 - ・規格構成は，本文，本文解説，本文添付，本文添付解説，参考資料で，構成項目の説明は規格内に記載されている。
 - ・JEAGとして策定しているが，本文、本文添付はJEACにしても良いように棲み分けはしている。

議論の結果，以下のとおり進めることとした。

基本方針策定タスクとして，日本電気協会の規格体系（JEAC, JEAG）のあるべき姿を規格策定基本方針案として提示する。規格体系における各分科会が抱える現状の問題点を整理し，規格策定基本方針案作成の参考とする。

なお，次回までの具体的作業としては，品質保証分科会、構造分科会，運転・保守分科会の各幹事に，各分科会における現状の問題点と日本電気協会 規格体系のあるべき姿について提案いただく。

耐震分科会には，JEAG を JEAC 整備する場合の具体的問題点について整理して提示いただく。

主な意見は以下のとおり。

安全規制基準体系とリンクした規格体系の概念を明確に決めて，個々の事例は分けていくべき。“JEACとJEAGはかくあるべき。”という定義を決めていくことが先決。実態が合わない規格もあるかもしれないので，方針を決めて2～3年かけて体系作りを進めれば，ある程度の規格体系ができていく。

JEAG4601の改定案は，エンドースされる規格でありながらJEAGとして策定しており，今回原子力規格委員会で審議されるが，昨年の技術評価におけるNISA指摘を受けて，“エンドースされる規格はJEACとして整備する。”ことをオフィシャルにしていることから，これに対する説明責任が生じるのではないか。

「附属書」「本文添付」「Appendix」といった構成項目が存在するが，JIS規格では各々規格の中で決めることになっているので，明確に表記することが必要。また，規格策定基本方針の中でも項目立てして定義することも必要。

表記方法として，本文と解説を列記する方法，本文だけを記載して解説を後段にまとめる方法もある。

ノウハウの部分は，JEACとした場合，単純に解説に移すことでよいか。

JEAC4209改定案のように，JEACとJEAGに明確に分けて作る方法もある。

JEAG4802のように，抜き取られた規格に対する使用者に対する周知方法もある程度決めていく必要があるのではないか。

(4) 個人情報の取扱いについて

事務局より，前回の原子力規格委員会においてコメントのあった，個人情報保護に関する法律（以下，個人情報保護法）と原子力規格委員会が取り扱う個人情報（委員

情報)の関係、公益通報者保護法と委員会が取り扱う個人情報(委員情報以外含む)の関係について、事務局で整理した内容について報告があった。

整理した結果は以下のとおり。

原子力規格委員会が取り扱う個人情報(委員情報)は、個人情報保護法の適用を受けるものではない。

取り扱う個人情報の量及び利用方法により、個人の権利利益を害する恐れが少ないものとして政令で定めるものを除外しており、その除外事項に該当。

委員会が取り扱う個人情報(委員情報以外含む)は、公益通報者保護法の適用を直接受けるものではない。

本法は、事業者と使用関係にある労働者が解雇等の不利益を受けることを防止するための法律であり、組織(委員会)と労働者(委員)間の雇用(使用)の関係において不利益をもたらすこととの関係としては考えられない。ただし、公益通報者保護法の対象にはならないものの、個人のプライバシー保護等の観点から、その他関連法令が適用される可能性は否定できない。

審議の結果、以上の内容を次回原子力規格委員会に報告することが了承された。

(5) 原子力規格委員会運営規約細則の改定提案について

事務局より、資料17-5, 17-6, 17-7-1, 17-7-2に基づき、以下の観点から原子力規格委員会 規約運営細則の見直しの説明があった。

- ・委員会に対する外部からの質問・意見に対して、委員会役員が判断する(個人の裁量に委ねる)場合の判断プロセスを明確化
- ・外部質問者・意見者の個人情報の取扱いについて記載
- ・委員会役員(委員長, 副委員長, 幹事)について明記
- ・その他の修正

審議の結果、出席委員全員の賛成で、次回原子力規格委員会に提案することが承認された。

(6) JEAC4203-2004「原子炉格納容器漏えい率試験規程」に係る質問取り下げについて

事務局より、資料17-8に基づき、保安院から、日本電気協会(事務局)及び電事連に寄せられたJEAC4203-2004「原子炉格納容器漏えい率試験規程」に係る質問への対応において、質問の取り下げに至った経緯について、事実関係(時系列)について報告があった。

次回以降で質問取り下げのルール化の必要性、また、外部から原子力規格委員会に対する規格策定状況の説明等の協力依頼・要請があった場合の対応のルール化についても検討していくこととした。

(7) その他

次回開催日は、次回原子力規格委員会の日程と審議状況を踏まえて別途調整する。

以上